

処 分 基 準

令和2年1月10日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第23条第5項において準用する第22条第7項
処 分 の 概 要：合格証明書の返納命令
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第3条第1号から第7号（警備業の要件）、第23条第4項（合格証明書の交付）
処 分 基 準： 警備業法第23条第5項において準用する同法第22条第7項各号のいずれかに該当し、警備員として不適当であると認められる場合には合格証明書の返納を命ずることとする。 ここで、同項第3号に基づいて合格証明書の返納を命ずる場合とは、警察官の制服にことさらに似せた服装による警備業務の実施、携帯を禁止されている護身用具であって著しく危険なものを携帯しての警備業務の実施等その態様、動機等が悪質な法令違反を犯した場合をいうものとする。
問 合 せ 先：合格証明書を交付した警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141 内 3173
備 考：